**令和　年度　市民税・県民税申告書**

※この申告書は、納税通知書が送達されるまでに提出してください

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名：　　　　　　　　　　　　　　　　印 | 生年月日： |
| 住所： | 電話番号： |

１確定申告した（予定含む）上場株式等の所得

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住民税の源泉徴収税額 |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得 | 円 | 円 |
| ・対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得については、所得税15.315％（復興特別所得税分含む）と住民税5％の合計20.315％の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。（所得税のみ20.42％を源泉徴収されているものは対象ではありません）・上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。 |

２申告する番号に○をつけてください

|  |
| --- |
| （１）上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。 |
| （２）上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 住民税の源泉徴収税額 |
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得 | 円 | 円 |
| 例）確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告 |

 |

【注意事項】裏面

【注意事項】

・**この申告書の申告期限は市民税・県民税納税通知書が到達するまでです。**

・納税通知書が届いた後、課税方式を変更することはできません（過年度分も同様です）

・市県民税で源泉分離（申告不要制度）を選択した場合、市県民税で配当割額控除、譲渡所

得割額控除の適用はありません。

・特定口座に受け入れた所得であっても、市県民税があらかじめ特別徴収されていない所得

は申告不要にできません。

・特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得等もあわせて申告しなければな

りません。同一口座内の譲渡損失と配当所得等は、どちらか一方のみ申告不要とすること

はできません。

・所得税と市県民税で異なる課税方式を選択した場合、医療費控除、譲渡所得の繰越損失額等について、所得税と市県民税で控除額等に差異が生じる場合があります。

・申告不要制度を選択できる配当所得や譲渡所得を申告した場合、これらの所得は合計所得

金額等に含まれることとなります。合計所得金額等が増加すると、配偶者控除や扶養控除

の適用、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定などに影響が生じ

る可能性がありますので、申告不要制度を選択できる配当所得、譲渡所得を申告するか否

かは、総合的にご判断ください。